

平成 22 年 12 月 27 日

大学院各研究科長・教育部長 殿

国 際 部 長

平成 23 年 4 月期「東京国際交流館」日本人学生 R A（レジデント・アシスタント）の入居者募集について（依頼）

このことについて、下記のとおり入居者を募集します。

ついては、貴部局所属の日本人大学院学生に周知いただき、入居を希望する学生がいる場合は、必用書類を取りまとめのうえ、下記により提出願います。

おって、学内候補者選考の結果については、平成 23 年 1 月下旬にお知らせします。

なお、レジデント・アシスタントは留学生の日々の悩みの相談にのるなど、留学生の生活環境作りに貢献する意欲が強い人物で、別紙「東京国際交流館 日本人学生（レジデント・アシスタント）の主な業務」を遂行することが求められるため、希望する学生に対してその旨を対面のうえ、十分に説明願います。

また、平成 24 年 3 月末で東京国際交流館の廃止が予定されており、入居許可期間は「1 年間」との条件付となりますことを併せて説明願います。

記

- | | | | |
|----------|-----------------------------|---|------|
| 1. 募集棟及び | 单身 A 棟 (20 m ²) | : | 5 室 |
| 室数 | 单身 B 棟 (30 m ²) | : | 8 室 |
| | 合 計 | | 13 室 |

※ 館費等は別添資料のとおり

※ RA としての謝金が規定により月額 2 万円以内で支給される。

2. 入居開始時期：平成 23 年 4 月上旬～中旬

3. 入居期間：平成 23 年 4 月上旬～平成 24 年 3 月下旬の間で、大学が指定する期間（期間内でも休学、退学する場合はその日以前に退館することとなる。）

4. 応募資格

- (1) 本学の日本人大学院学生である者（4 月入学予定者を含む）
- (2) 大学の指定する期日に入居できる者
- (3) 東京国際交流館の規則、指示を守り、レジデント・アシスタントの業務を確実に遂行できる者
- (4) ある程度の外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）ができる者
- (5) 大学及び東京国際交流館で行う面接に参加できる者

(大学の面接 1 月下旬予定, 東京国際交流館面接日程等詳細は後日通知)
※その他, 東京国際交流館関連規則等参照。

5. 提出書類:

- (1) 様式 1-2(1)(2)「東京国際交流館入居申請書」(日本人学生 RA 用)
- (2) 様式 2-2「東京国際交流館日本人学生レジデント・アシスタント推薦書」
- (3) 様式 3 「東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書」
- (4) 学生証の写し
- (5) RA 面接日時希望票
- (6) 留年, 最短修業年限を超える入居期間を希望する者のみ (A4 版, 様式自由)
修学計画書 (本人) 及び留年, 最短修業年限を超える旨の意見書 (指導教員)
- (7) 4 月入学予定者のみ
入学許可書・合格通知書等学生証に代わる書類の写し (入学後, 学生証の写しを提出すること。)
- (8) 入居申請一覧 (部局で作成)

6. その他の注意事項

- (1) 交流館の RA 活動には, RA 謝金が発生する為, 申請者が日本学術振興会特別研究員 (DC) である場合, その採用条件に抵触する場合があります。

日本学術振興会特別研究員 (DC) で入居申請をする場合, 予め, 日本学術振興会に条件をご確認のうえ, 申請下さい。

＊ 問い合わせ先: 日本学術振興会総務部研究者養成課

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地 tel:03-3263-4998

- (2) 記入事項に不備・不正があった場合は選考の対象としません。また, 後日判明した場合には, 推薦・入居許可の取り消し, または退去処分とします。
- (3) 入居後, 十分な RA 活動を行っていないと東京国際交流館または大学が判断した場合には退去処分とします。
- (4) 募集戸数を超える RA 応募があった場合は, 今回入居できなかった者の中から交流館の空室ができ次第, 本人に確認のうえ RA の推薦をいたします。

7. 提出期限: 平成 23 年 1 月 17 日 (月)

学生支援チーム (留学生担当)